

要望書

千葉県野田市

要 望 書

先に示された「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」に係るパブリックコメントにおいて、別紙のとおり意見を提出しておりますが、下記事項について改めて要望いたします。

記

- 1 年間放射線量が1ミリシーベルトを超える『汚染状況重点調査地域』は全て「子ども・被災者支援法（以下「法」といいます）」の定める『支援対象地域』に指定すること

基本的な方針（案）Ⅰにおいて、法第8条に規定された「支援対象地域」と、それに準じる「準支援対象地域」に講じる施策を施策ごとに定めることとし、Ⅱにおいて、支援対象地域については、年間積算線量20ミリシーベルトを基準とし、基準の年間積算線量に達するおそれのある地域と連続しながら20ミリシーベルトは下回るが相当な線量が広がった地域としている。

しかしながら、いわゆる「子ども・被災者支援法」は、その目的として、被災者が健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること、及びその支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑みて被災者支援を行うこととしている。

そもそも住民が感じている健康上の不安は、放射性物質による放射線が人に及ぼす健康について科学的に十分解明されていないこと及び大変失礼ではあるが政府の情報に対する市民の信頼感が揺らいでいることに原因があると思われる。その不安を解消するための法律であるからこそ法第1条の目的の規定があるのであり、法律が議員立法として成立したのではないか。その趣旨からして、法第8条第1項の支援対象地域を定める一定の基準は限定的に考えるべきでなく、不安を感じている住民が居住する地域を幅広く捉えるべきであると考えます。

2 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項のうち、放射線による健康への影響調査、医療の提供等については『汚染状況重点調査地域』を対象として行うこと

基本的な方針（案）Ⅲの3の（13）において、地域住民が強く求めている放射線による健康への影響調査、医療の提供等についての取組として、福島県及び近隣県の住民の被ばく線量の推計・把握・評価を行い、被ばく量の観点から、事故による放射線量の健康への影響が見込まれ、支援が必要と考えられる範囲を検討し、医療に関する施策の在り方についても検討するとしている。

基本方針に関する施策とりまとめ（案）については調整中となっており、固まったものではないにしても、基本方針と併せてみる限り、（13）の施策が対象となる地域に近隣県に該当しない野田市を始めとした千葉県は含まれないという方針のようである。仮に重点調査地域になったとしても同様ではないかと思われる。

しかしながら、1で申し上げたとおり、汚染状況重点調査地域に指定されている年間積算線量が1ミリシーベルト以上の地域の住民は、不安を抱えている。仮に政府又は学識経験者により組織される審議会等が問題ないとしても、不安を感じている住民が納得するものではない。不安を感じている住民がいる以上、法の制定の趣旨からしても施策と対象範囲については、住民が納得するものにしていただきたい。

平成25年10月1日

復興大臣 根本 匠 様

野田市長 根本



『被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）』のパブリックコメントに対する野田市の意見

基本方針案では、施策を網羅的に行うべき地域を支援対象地域とするとされており、それ以外の地域については、準ずる地域として準支援対象地域として、施策ごとに支援すべき地域、対象者を定めるとされている。

しかしながら、支援法の目的として定められている第 1 条で述べられているように、『放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者（以下「被災者」という。）が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み』とあり、『準ずる者を含めて「被災者」』としていることから、「支援対象地域」、「準支援対象地域」と分ける必要はないと考える。

また、仮に準ずるといわれる地域が支援対象地域になった場合でも不要な支援を受けるものではないと考えていることから、法第 1 条に該当すると思われる地域である、『年間放射線量が 1 ミリシーベルトを超える「汚染状況重点調査地域」は、全て、「支援対象地域」に指定すべき』である。